

越監告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、産業環境部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年1月8日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 監査の執行期間

産業政策課（工芸の里推進室含む）

平成30年10月25日（木）～10月29日（月）

環境政策課

平成30年11月1日（木）～11月5日（月）

農政課（農地管理室・コウノトリ共生室・農業委員会含む）

平成30年11月7日（水）～11月9日（金）

農林整備課

平成30年11月12日（月）～11月14日（水）

商業・観光振興課（万葉菊花園・シティセールス推進室含む）

平成30年11月21日（水）～11月26日（月）

2 監査の対象

平成29年10月から平成30年9月末日までの所管業務全般

商業・観光振興課については、平成30年10月末日までの所管業務全般

3 監査方法

(1) 都市監査基準に基づく審査

(2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。